



平成24年(行ウ)第33号事件

原告 長瀬猛

被告 神戸市

答 弁 書

平成24年6月7日

神戸地方裁判所 第2民事部合議C係 御中

〒650-0015 神戸市中央区多聞通2丁目4番4号

ブックローン神戸ビル5階 竹本・頼富法律事務所（送達先）

電話 078-362-8698, ファックス 078-362-8699

被告訴訟代理人弁護士 竹 本 昌 弘

同 弁護士 頼 富 隆 光



記

第1 本案前の答弁

本件訴えを却下する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

本件補助金交付決定は、法令や条例に基づくものではなく、神戸市外国人学校助成金交付要綱（以下「本件要綱」という。）の定めによるものであるが、本件要綱は神戸市の事務執行上の内部的定めにとどまり、対象者にこれを請求する権利を与え又は市長にこれを義務付けているものではないのであるから、公法上の権利関係を優越的立場において一方的に規律するという性格のものではなく、単なる給付の申込みに対する承諾の意思表示にすぎないものであって、

地方自治法 242 条の 2 第 1 項 2 号にいう行政処分に当たらないから、本件訴えは行政処分に当たらない行為の取消しを求めるものとして不適法である（東京地裁昭和 56 年 6 月 26 日判決・行裁例集 32 卷 6 号 959 頁，東京高裁昭和 56 年 11 月 25 日判決・行裁例集 32 卷 11 号 2090 頁など参照）。

第 3 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第 4 請求の原因に対する答弁

1 「第 1 原告らの住民監査請求とその結果」について

(1) 「1 原告と「救う会兵庫」の活動」について

不知

(2) 「2 学校法人兵庫朝鮮学園」について

認める。なお、平成 23 年度の学校法人兵庫朝鮮学園に対する本件補助金の交付額は、1429 万 3000 円である。

(3) 「3 住民監査請求とその結果」について

認める。なお、原告に監査結果が通知されたのは平成 24 年 4 月 3 日である。

2 「第 2 北朝鮮と拉致問題と朝鮮総連」について

本件請求との関連が不明であり、認否の限りでない。

3 「第 3 朝鮮学校における民族教育について」について

神戸朝鮮高級学校、神戸朝鮮初中級学校及び西神戸朝鮮初級学校は、学校教育法 134 条に規定する各種学校であり、これらの学校及び学校法人兵庫朝鮮学園は、学校教育法及び私立学校法に基づく認可、命令等の権限により公の支配に属しているのであり、これに反する部分是否認する。

その余の部分は、本件請求との関連が不明であり、認否の限りでない。

4 「第 4 朝鮮学校に対する補助金交付の違法性」について

争う。

- 5 「第5 まとめ」について
争う。

第5 被告の主張

原告らの請求はいずれも理由がないものであり，棄却されるべきである。
必要に応じて，追って主張する。

以上



平成24年（行ウ）第33号事件

原告 長瀬 猛

被告 神戸市

平成24年6月7日

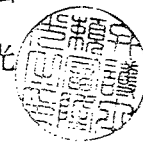
証拠説明書

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 竹 本 昌 弘

弁護士 頼 富 隆 光



記

号証	標目	原本・写 しの別	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
乙1の 1	兵庫朝鮮 学園に対 する補助 金交付決 定等に関 する住民 監査請求 の監査結 果につい て（通知） と題する 書面	原本	H24. 3. 29	神戸市監査 委員	本件の監査請求に対する監査 結果であり、監査意見の内容に ついて証する。	
乙1の	配達証明	原本	H24.	郵便事業株	上記監査結果が平成24年	

2	記録郵便 物等受領 証			式会社	月29日に一般書留として発送したことを証する。	
乙1の 3	郵便物検 索結果	写し	H24.6.1	同上	一般書留により監査結果が平成24年4月3日に原告に通知されたこと	
乙2の 1ない し10	神戸市外 国人学校 助成金交 付要綱	写し	H22.4.1	被告	神戸市が行う外国人学校に対する助成金（補助金）の交付に関する要綱。なお、乙2の2ないし10は文書の様式である。	
乙3	助成金交 付決定書	写し	H24.3.14	同上	学校法人兵庫朝鮮学園に対する平成23年度神戸市外国人学校助成金を1429万3000円交付すると決定したこと	



神 監 1 第 7 6 9 号
平成 24 年 3 月 2 9 日

長 瀬 猛 様

神戸市監査委員	櫻	井	誠	一
同	田	中	健	造
同	北	川	道	夫
同	大	井	としひろ	

兵庫朝鮮学園に対する補助金交付決定等に関する住民監査請求の
監査結果について (通知)

平成 24 年 2 月 1 日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

平成24年2月1日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

兵庫ひまわり信用組合(以下「当該信用組合」という。)が所有する敷地及び店舗建物(以下「本件施設」という。)について、神戸市市税条例(以下「市税条例」という。)の市長特別減免に基づき、「専ら自治会の活動に使用する集会所」に準じるものとして、固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)が減免されてきた。当該信用組合は、もと破産した朝銀兵庫信用組合が名称を変更した朝銀近畿信用組合から事業譲渡を受けて発足した信用組合であり、その事業において朝銀信用組合と同一性を有している。本件施設は、当該信用組合の所有になってからも、専ら朝鮮総連関連団体によって使用され、その会館的施設として朝鮮総連の便宜に供与されている。神戸地裁において朝鮮総連関連施設は、「朝鮮総連の活動から離れて、公益的な目的のために広く地域住民によって使用されているとは認めることはできない」ため、これらの施設に対する減免措置は違法とされたが、本件施設についても公益性(不特定多数の住民の利益)を認める余地がないことは明らかである。

また、学校法人兵庫朝鮮学園(以下「当該法人」という。)は朝鮮総連の傘下団体であり、北朝鮮の指導を受けた朝鮮総連の支配下にある。また、当該法人が運営している朝鮮学校の法的位置づけは、教育基本法及び学校教育法に基づく学校ではなく各種学校の位置づけである。神戸市(以下「本市」という。)は市内の私立学校に補助金を交付している。私立学校は、教育基本法、学校教育法等々の規制により、憲法第89条にいう公の支配に属すると解されている。しかしながら、朝鮮学校は、私立学校はもとより教育基本法、学校教育法にも基づかない各種学校であり、一切の公の支配を積極的に排除し、朝鮮総連を通じて北朝鮮の支配に属している。

これらのことから、神戸市長(以下「市長」という。)が平成23年度に行った当該信用組合が所有する本件施設を対象に行われた固定資産税等の減免措置を取り消すこと、並びに市長が平成23年度に行った神戸市外国人学校助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、当該法人に対する補助金の交付決定(以下「本件交付決定」という。)を取り消すことを請求する。

求める措置

1. 市長が平成23年度に行った当該信用組合が所有する本件施設を対象に行われた固定資産税等の減免措置を取り消すこと
2. 市長が平成23年度に行った当該法人に対する本件交付決定を取り消すこと

理由

1. 当該信用組合が所有する本件施設は、神戸地裁判決(平成22年11月2日)により公益的な目的のために、広く地域住民によって使用されていると認めることはできないから、本件施設に対する減免措置は市長の裁量権を逸脱し違法である。

2. 当該法人に対する本件交付決定は、公の支配に属しない教育事業に対する公金の支出をしてはならないとする憲法第 89 条に違反する行為である。

第 2 監査の実施

1 監査の対象

地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した時は、これをすることができないとされている。請求人は措置請求書において「市長が平成 23 年度に行った当該信用組合が所有する本件施設を対象に行われた固定資産税等の減免措置を取り消すこと、並びに市長が平成 23 年度に行った当該法人に対する本件交付決定を取り消すこと」を請求している。

固定資産税等の減免は、法律及び条例の定めるところにより、課税権を行使した後、納税義務者の申請により、その税額の全部又は一部を免除するものであり、一旦発生確定した租税債権という市の「財産」の全部又は一部を放棄することで「処分」したものというべきであるから、自治法第 242 条第 1 項にいう財産の処分に当たる。また、当該法人に対する本件交付決定は、自治法第 232 条の 3 に規定する「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）」に当たり、同法第 242 条第 1 項にいう公金の支出に含まれる。

このことから、請求人が措置請求書に記載している平成 23 年度における市長が行った固定資産税等の減免措置が裁量権を逸脱し、違法であるかどうか、また、平成 23 年度に行った本件交付決定が憲法第 89 条に違反する違法なものであるかについて監査の対象とした。

2 監査の実施

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 2 月 22 日に請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、市長室国際交流推進部（以下「国際交流推進部」という。）及び行財政局主税部税制課（以下「税制課」という。）の関係職員から事情聴取を実施するとともに、関係書類等について監査を実施した。

第 3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 本件施設に対する減免状況

① 当該信用組合について

当該信用組合は、中小企業等協同組合法第 3 条に規定された中小企業等協同組合の一つで、同法第 9 条の 8 で規定されている資金の貸付、手形の割引、預金の受入等の金融事業を行う金融機関の一つである。平成 14 年 4 月に、金融庁の認可を得て設立された。

本店所在地は、神戸市長田区松野通 1 丁目 3 番 2 号である。また、神戸市内にある支店所在地は、神戸市中央区旭通 3 丁目 1 番 3 号である。

② 固定資産税の減免に関する関係法令

ア 地方税法第 367 条では、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定している。

イ 市税条例第 53 条では、固定資産税の減免について規定しており、同条第 5 項において「前各項に規定するもののほか、公益その他の事由により市長において必要があると認めるときは、固定資産税を減免することができる。」と定めている。

ウ 市税条例第 53 条第 5 項の規定による減免については、同条例施行規則第 19 条各項に列挙されている。

その主な内容は、同条第 2 項第 2 号では、「専ら自治会（連合自治会及び自治会協議会を含み、集会所所在地の区を所管する区長に自治会として届け出たもので 50 世帯程度以上で構成されるものに限る。）の活動に使用する集会所（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）に規定する区分所有権の目的たる建物の一部に係る集会所については、集会所として規約共用登記又は団地共用登記がなされている場合に限る。）の用に供する家屋及びその敷地である土地（当該固定資産の所有者から有料で借り受けているもの及び当該集会所の利用者から管理費等に相当する金額を超える対価を徴収するもの並びに営利を目的とする活動に供されているものを除く。）」 固定資産税額の全額

同条同項第 10 号では、「専ら市内に在住する外国人で構成される団体（公益性を有し、かつ、我が国社会一般の利益のために資すると認められる団体であって 50 世帯程度以上で構成されるものに限る。）の活動に継続して使用する家屋（主として次に掲げる目的により、会議室、ホールその他これらに類する施設の用に供する部分に限る。）及びその敷地である土地（当該固定資産の所有者から有料で借り受けているもの及び当該家屋の利用者から管理費等に相当する金額を超える対価を徴収するもの並びに営利を目的とする活動に供されているものを除く。）」 固定資産税額の全額

ア 当該団体又はこれを構成する外国人に係る国又は地域における伝統及び文化を紹介し、又は継承すること。

イ 当該団体を構成する外国人が当該固定資産の所在する地域の住民と交流を図ること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公益性を有すると認められる目的

③ 本件施設に対する固定資産税の減免措置について

当該信用組合の所有する本件施設に対する固定資産税等の減免状況について監査を行った結果、固定資産公課証明書により、固定資産税等が課税されており、上記②に掲げる事由その他いかなる事由による減免も行われていないことを確認した。

(2) 当該法人及び各朝鮮学校について

① 当該法人

当該法人は、私立学校法第 64 条第 4 項の規定に基づく専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人(準学校法人)である。

② 各朝鮮学校

当該法人は、学校教育法第 134 条の規定に基づき兵庫県知事の認可を受けた各種学校である朝鮮学校を市内に 3 校設置し、運営している。

朝鮮学校の概要は次のとおりである。

ア 神戸朝鮮高級学校

設立年月日 昭和 24 年 4 月 18 日
所在地 神戸市垂水区上高丸 1 丁目 5 番 1 号
生徒数 251 名(平成 23 年 5 月 1 日現在)
教職員数 29 名

イ 神戸朝鮮初中級学校

設立年月日 昭和 20 年 10 月 27 日
所在地 神戸市中央区脇浜町 1 丁目 6 番 1 号
生徒数 215 名(平成 23 年 5 月 1 日現在)
教職員数 30 名

ウ 西神戸朝鮮初級学校

設立年月日 昭和 20 年 11 月 18 日
所在地 神戸市長田区浜添通 1 丁目 2 番 6 号
生徒数 98 名(平成 23 年 5 月 1 日現在)
教職員数 13 名

(3) 準学校法人への助成に関する法令

① 憲法第 89 条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定している。

② 私立学校振興助成法第 10 条では、「国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第 4 条、第 8 条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。」と規定している。

同法第 16 条では、「第 3 条、第 10 条及び第 12 条から第 13 条までの規定は、私立学校法第 64 条第 4 項の法人に準用する。」と規定している。

③ 自治法第 232 条の 2 では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。

(4) 交付要綱について

① 趣旨(第 1 条)

本市における国際理解教育の推進を図るとともに、外国人学校を通じた国際交流の推進により本市の国際化推進に寄与する。

② 助成対象(第 2 条)

神戸市内において外国人学校を設置する準学校法人、宗教法人及び財団法人

③ 助成対象経費(第 3 条)

学校の施設整備，整備充実，教職員の研修事業，教材購入及び交流事業など外国人学校における学校教育の目的を達成するために必要となる経費

④ 助成金額 (第 4 条)

助成金の額は，予算の範囲内で所管局長が別に定める配分基準により算定した額

⑤ 助成の申請 (第 5 条)

助成を受けようとする対象法人は，毎年所管局長が定める日までに交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑥ 事業実施報告 (第 7 条)

助成金の交付を受けた対象法人 (以下「助成法人」という。) は，助成を受けた年度の翌年度の 5 月 31 日までに助成による事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

⑦ 調査に対する協力義務 (第 9 条)

助成法人は，助成の申請の際に提出した書類に記載した事実，助成金の使途等に関し，市長が必要な調査をしようとするときには，協力しなければならない。

⑧ 助成金の返還 (第 10 条)

助成法人が次の各号の一に該当するときは，市長は，交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 虚偽又は不正の方法により補助を受けたとき
- (3) 学校が閉鎖又は廃止になったとき

(5) 当該法人への本件交付決定について

当該法人への平成 23 年度の本件交付決定は，平成 24 年 3 月 14 日に行っている。

2 当局の説明

(1) 税制課より次のような説明があった。

① 本件施設に対する固定資産税等の減免措置について

本市では，これまで一度も当該信用組合に対する減免は行っていない。

また，銀行，信用金庫，信用組合といった金融機関に対する減免は行っておらず，当該信用組合から固定資産税等の減免申請も提出されていない。

このことは，平成 22 年 11 月 2 日付けの神戸地方裁判所の判決においても「ひまわり信組に対して，固定資産税等の減免措置が行われていることを認めるに足りる証拠はない。」と判断されているところである。

(2) 国際交流推進部より次のような説明があった。

① 市内の外国人学校を運営する法人への助成

本市では，当該法人を含め，交付要綱に基づき市内にある 8 校の外国人学校を運営する 6 法人に対し，助成を行っている。

② 助成金の交付目的・理由

外国人学校を運営する法人に対する助成は，次のような理由により行っている。

ア 外国人学校が，市内に在住する外国人の子弟教育の一翼を担っている。

イ 地域住民や日本人学校との交流を通じて、市民の国際理解の促進に寄与している。
ウ 外資系企業を誘致する上で、大きなインセンティブとなっており、本市にとって重要な社会基盤施設である。

③ 助成金の対象経費

助成金の対象経費は、交付要綱第3条に規定している、「学校の施設整備、整備充実、教職員の研修事業、教材購入及び交流事業など外国人学校における学校教育の目的を達成するために必要となる経費」である。

④ 助成金の手続

各法人から交付要綱に基づいて、交付申請書、事業計画書、収支予算書、収支決算書等が提出され、申請書の受理後は、国際交流推進部において、申請書等の内容が助成金交付の目的、趣旨に沿ったものであるかを審査し、各学校からの申請書が全て出揃った段階で交付決定を行っている。その後、請求書の提出を受けて助成金を支給している。

⑤ 実績報告

各法人から交付要綱に基づいて、原則、翌年度の5月31日までに実績報告書を提出させ、書面による検査を行っている。実績報告書には、領収書等の支払証拠書類の添付を義務付けている。

検査の結果、助成目的や要綱に定める基準等に反していると認められる場合には、交付要綱第10条の規定に基づき、助成金の返還を求める。

また、書面審査の他に実地検査を平成23年度から実施している。

⑥ 他の政令指定都市における朝鮮学校に対する助成制度の状況

現在19ある政令指定都市では、平成23年度現在、朝鮮学校のない2市を除いた17市において、本市と同様に要綱等に基づく助成制度がある。

⑦ 「当該法人に対する本件交付決定は憲法第89条に違反している」について

憲法第89条は、「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」に対する公金の支出を禁止している。本市としては、当該法人及び当該法人が市内に設置した3校の朝鮮学校が「公の支配」に属しているか否かについて、平成21年4月24日付け千葉地方裁判所判決の内容及び平成22年4月27日に、浅尾慶一郎衆議院議員から提出された「外国人学校に関する再質問主意書」に対して、同年5月11日付けで発出された答弁書における政府見解に従い、「公の支配」に属するものであり、憲法第89条に違反するものではないと考えている。

第4 判断

理由1 「当該信用組合が所有する本件施設は、神戸地裁判決(平成22年11月2日)により公益的な目的のために、広く地域住民によって使用されていると認めることはできないから、本件施設に対する減免措置は市長の裁量権を逸脱し違法である。」について

第3の1事実の確認の(1)で述べたとおり当該信用組合は、資金の貸付、預金の受入等の金融事業を行う金融機関の一つである。

関係書類を監査した結果からも、本市では、当該信用組合が所有する本件施

設に対して課税しており、固定資産税等を減免している事実を確認することはできなかった。

これらのことから、本件施設に対する減免措置を前提にした請求人の主張は失当である。

理由 2 「当該法人に対する本件交付決定は、公の支配に属しない教育事業に対する公金の支出をしてはならないとする憲法第 89 条に違反する行為である。」について

(1) 憲法第 89 条に違反するかについて

憲法第 89 条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定している。

この「公の支配」については、「教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させるためには、その教育事業が公の支配に服することを要するが、その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、当該教育事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものというべきである。」(東京高等裁判所平成 2 年 1 月 29 日判決) と判示している。

また、学校法人千葉朝鮮学園に対する千葉朝鮮学園振興協議会が行った助成金の支出について争われた千葉地方裁判所判決(平成 21 年 4 月 24 日判決)において、「千葉朝鮮学校は、各種学校であるところ、学校教育法の適用を受け、同法は、学校の設置、廃止、校長及び教員の欠格事由につき規定を設けるとともに、法令の規定等違反した場合の閉鎖を命令することができる」と定めている、また、「千葉朝鮮学園は、準学校法人であるところ、私立学校法の適用を受け、同法は、学校の施設及び設備、役員の選任、解散について規定を設けるとともに、法令違反があった場合解散を命じうることを定めている」、これらの規定により、「千葉朝鮮学校、千葉朝鮮学園が、公の利益に沿わない場合に、これを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることができるから、憲法 89 条後段に規定する公の支配が及んでいると解される。」と判示している。

さらに、平成 22 年 4 月 27 日付けで浅尾慶一郎衆議院議員から提出された「外国人学校に関する再質問主意書」(質問第 431 号)に対して、内閣は「外国人学校」が、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条又は第 64 条第 4 項に規定する法人により設置された教育施設であって、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 134 条第 1 項に規定する各種学校として認可されたものである場合、当該教育施設に対する公費の助成に関しては、同法による学校の閉鎖命令、私立学校法による法人の解散命令、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)による収容定員の是正命令、予算の変更勧告、役員の解職勧告等の規定の適用があることから、このような国又は地方公共団体の特別の監督関係の下に置かれる教育事業は、御指摘の「外国政府からの支援」等のいかににかかわらず、憲法第 89 条にいう「公の支配に属すると解される。」と答弁している。

当該法人は、私立学校法第 64 条第 4 項により設立された学校法人であり、同条第 5 項により準用される同法第 62 条の解散命令の対象となっている。このため、法令違反等があった場合は、所轄庁である兵庫県知事は当該法人に対して解散を命じ得ることとなっている。

また、当該法人が市内に設置した 3 校の朝鮮学校は、学校教育法第 134 条の規定に基づき兵庫県知事の認可を受けた各種学校である。各種学校は、学校教育法第 134 条第 2 項で準用される同法第 13 条の閉鎖命令の対象となっており、この命令に違反した場合には罰則も適用される。

したがって、当該法人及び当該法人が市内に設置した 3 校の朝鮮学校に対しては、公の利益に沿わない場合には学校教育法や私立学校法等の規定に基づきこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止することができることと認められることから、憲法第 89 条に規定する「公の支配」に属しているといふべきである。

以上のことから、当該法人に対する本件交付決定は、公の支配に属しない教育事業に対する公金の支出をしてはならないとする憲法第 89 条の規定に違反しているとの、請求人の主張には理由がない。

(2) その他の法令に違反するかについて

請求人は、憲法第 89 条の違反のみを理由として主張しているが、その他の法令に違反するかについても検討する。

補助金の交付については、私立学校振興助成法第 16 条に規定されている準学校法人に準用される同法第 10 条において、地方公共団体が学校法人に対して補助金を支出することができる旨、定められている。その一方で、自治法第 232 条の 2 では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められており、普通地方公共団体の長が行う判断に一定の公益上の必要性が求められている。

ところで、公益上の必要性については、個別の事例ごとに判断されることになるが、判例では、「地方公共団体の議会あるいは執行機関において、社会的、地域的諸事情を総合的かつ合理的に勘案して判断すべきであって、その裁量の範囲は相当広範なもの」（千葉地方裁判所平成 21 年 4 月 24 日判決）と解されており、「公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要である。」（広島高等裁判所平成 13 年 5 月 29 日判決）と解されている。

これを本市が実施している、当該法人及びその他の市内にある外国人学校を運営する法人への助成について見ると、第 3 の 1 事実の確認で述べた交付要綱や 2 当局の説明からも明らかなように、その交付目的は、本市における国際理解教育の推

進を図るとともに、外国人学校を通じた国際交流の推進に寄与するものであり、助成の対象は、学校の施設整備、整備充実、教職員の研修事業、教材購入及び交流事業など外国人学校における学校教育の目的を達成するために必要となる経費とされている。助成金額については、予算の範囲内で定められることとしており、その予算は、市会の審査・議決を経て決定されている。

これらのことを総合的に勘案すると、本件交付決定に裁量権の逸脱、濫用があったとは認められない。

第5 結論

当該信用組合が所有する本件施設に対して平成 23 年度の固定資産税等の減免措置が行われていることを確認することはできなかった。

また、平成 23 年度の当該法人に対する本件交付決定は、公の支配に属しない教育事業に対する公金の支出をしてはならないとする憲法第 89 条の規定に違反するものではないので、いずれも請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。

書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前) 監査事務局第1課 様			
お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害額	書留
長瀬 様	118-55- 19953-8 #510		
様			
様			

【ご注意】
この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要です。大切に保管してください。

損害賠償額は原則として次のとおりです。

- ・一般書留：申出損害賠償額の記入額（記入がない場合は10万円）を限度とする実損額です。
- ・郵便書留：5万円を限度とする実損額です。
- ・特定記録：損害賠償はありません。

【配達状況がわかります】
フリーコール 0120-232886
インターネット <http://www.post.japanpost.jp>

24.03.29*08-12

JP 日本郵便

☒ 日本郵便

よくあるご質問・お問い合わせ

2012/06/01 14:53

郵便物検索結果 詳細

検索した番号は11655199533
(一般書留)です

状態 発生日	状態	詳細	取扱店名 郵便番号	県名等
3月29日 11:00	引受		神戸市役所内郵便局 650-0001	兵庫県
3月29日 15:30	発送		神戸支店 650-8799	兵庫県
3月29日 16:55	到着		東灘支店 658-8799	兵庫県
3月30日	ご不在のため持ち戻り		東灘支店 658-8799	兵庫県
4月3日 13:06	窓口でお渡し		東灘支店 658-8799	兵庫県

※ 取扱店名をクリックするとお問い合わせ先が表示されます。

TOP

取扱店を調べる

引き続き追跡番号検索を行う場合は、検索対象となる郵便物等に該当する選択ボタンをクリックしてください。

郵便物等	検索対象	選択ボタン	
郵便物	一般書留 現金書留 簡易書留 特定記録郵便	個別番号検索	連続番号検索
	レターパック レタックス 翌朝10時郵便 新特急郵便	個別番号検索	連続番号検索
荷物	ゆうパック EXPACK ポスパケット	個別番号検索	連続番号検索
国際郵便物	EMS 国際小包	個別番号検索	連続番号検索

国際書留・保険付

- ・ Web速達は「レタックス」で検索してください。
- ・ セキュリティゆうパック、スキー・ゴルフ・空港ゆうパック、ゆうメールは「荷物」で検索してください。
- ・ 代金引換については、荷物の場合は「荷物」で、それ以外は「一般書留」で検索してください。
※配達又は窓口交付の時間により、引換金を当日中に送金することができない場合があります。
- ・ EMS、国際小包、国際書留・保険付について、一部の国・地域は試験接続中です。
配達状況確認が可能な国・地域は[こちら](#)をご覧ください。
- ・ 追跡を行える期間は、郵便物をお取り扱いしてから4か月間です。
- ・ iモード、EZweb、Yahoo!ケータイでも配達状況を調べることができます。
詳しくは[こちら](#)をご覧ください。
- ・ 配達状況は個別番号で検索するほかに、1度に100通まで連続した番号で検索することができます。また、検索表示結果のデータをCSV形式のファイルによりダウンロードができます。なお、ダウンロードを行う場合は、Javaスクリプトを有効にしてください。
- ・ 郵便追跡システムには、追跡データをCSV形式等のファイルで 提供する各種サービスがあります。
詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。
- ・ 普通郵便の「はがき・封書」についてはお取り扱いしておりません。

企業情報

 サイトのご利用についてプライバシーポリシー

神戸市外国人学校助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市における国際理解教育の推進をはかるとともに、外国人学校を通じた国際交流の推進により神戸市の国際化推進に寄与するため、神戸市が行う外国人学校助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、市内において外国人学校（専ら外国人を対象とした、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校に類似する教育機関で、同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により設置の認可を受けたものをいう。）を設置する準学校法人、宗教法人及び財団法人（以下、「対象法人」という。）とする。

(助成の対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、学校の施設整備、整備充実、教職員の研修事業、教材購入及び交流事業など外国人学校における学校教育の目的を達成するために必要となる経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内で所管局長が別に定める配分基準により算定した額とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする対象法人は、毎年所管局長が定める日までに神戸市外国人学校助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成による事業計画書（第2号様式）
- (2) 教職員組織表（第3号様式）
- (3) 教職員名簿（第4号様式）
- (4) 在校児童生徒数調書（第5号様式）
- (5) 学校施設調書（第6号様式）
- (6) 収支予算書（当該年度のもの）
- (7) 収支決算書（前年度のもの）
- (8) 財産目録

(助成による事業)

第6条 助成金の交付を受けた対象法人（以下、「助成法人」という。）は、助成金に自己資金その他資金を加えて、助成を受けた年度内に第3条に規定する事業を実施しなければならない。

(事業実施報告)

第7条 助成法人は、助成を受けた年度の翌年度の5月31日までに助成による事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(証拠書類の整備)

第8条 助成法人は、助成による事業にかかる書類に神戸市の助成による事業であることを明記するとともに、契約書、領収書等事業を実施した事を証する書類を整備し、これらの書類を5年間保存しておかななければならない。

(調査に対する協力義務)

第9条 助成法人は、助成の申請の際に提出した書類に記載した事実、助成金の使途等に関し、市長が必要な調査をしようとするときには、これに協力しなければならない。

(助成金の返還)

(第 1 号様式)

平成 年 月 日

神戸市長様

(法人所在地)

(法人名)

(理事長名)

印

神戸市外国人学校助成金交付申請書

このたび、本年度の神戸市外国人学校助成金を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

(助成を必要とする理由)

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

52

(第 2 号様式)

事業計画書

学校名 _____

事業名			
事業費			
事業内容又は明細			
備考			

※ 学校ごとに別紙にすること。

(第 3 号様式)

教 職 員 組 織 表

学校名 _____

(年 月 日現在)

職名 課程	校 長 園 長	専任教員	実習助手	養 護 教職員	事務職員	その他 職 員	合 計
高 等 部	人	人	人	人	人	人	人
中 等 部							
初 等 部							
幼 稚 部							
合 計							

※ 本表には、専任教職員のみを記入すること。(兼任、非常勤、臨時、アルバイト等の教職員は除く。)

※ 専任教員とは、教諭、助教諭、常勤講師をいう。

※ 各課程間で兼務をしている場合は、主として勤務しているところへ記入すること。

教職員数(合計)の推移 (月 日現在)

年					
教職員数					

(第4号様式)

教 職 員 名 簿

学校名 _____

職 名	氏 名	担当教科 担当業務	担 当 学年組	1週間当りの 平均授業時間 時間	給与月額 円	備 考

※ 人数は、組織表（第3号様式）と一致させること。

※ 学年組は、「初1-1」等と記入すること。

※ 給与月額は、賞与・諸手当を含む年間総支給額を12ヶ月で割って記入すること。

※ 備考欄には、兼務、休職（期間も記入）等の状況を記入すること。

(第 5 号様式)

在 校 児 童 生 徒 数 調 書

学校名 _____

(年 月 日現在)

課 程	学 年	学 級 数	生 徒 数	備 考
高 等 部	1 年	学級	人	
	2 年			
	3 年			
	計			
中 等 部	1 年			
	2 年			
	3 年			
	計			
初 等 部	1 年			
	2 年			
	3 年			
	4 年			
	5 年			
	6 年			
	計			
幼 稚 部	3 歳児			
	4 歳児			
	5 歳児			
	計			
合 計				

生徒数合計の推移 (月 日現在)

年					
生徒数					

(第 6 号様式)

学 校 施 設 調 書

学校名 _____

(年 月 日現在)

学 校 名	校 舎				講 堂 体育館	運動場	寄 宿 舎 職 員 住 宅 そ の 他
	教 室	実 験 実 習 室	管理関係 ・その他	計			
	室	室	室	室	m ²	m ²	m ²
	m ²	m ²	m ²	m ²			
	室	室	室	室	m ²	m ²	m ²
	m ²	m ²	m ²	m ²			
	室	室	室	室	m ²	m ²	m ²
	m ²	m ²	m ²	m ²			
	室	室	室	室	m ²	m ²	m ²
	m ²	m ²	m ²	m ²			
	室	室	室	室	m ²	m ²	m ²
	m ²	m ²	m ²	m ²			
合 計	室	室	室	室	m ²	m ²	m ²
	m ²	m ²	m ²	m ²			

(第 7 号様式)

請 求 書

平成 年 月 日

神 戸 市 長 様

(法人所在地)

(法人名)

(理事長名)

印

平成 年度神戸市外国人学校助成金を下記の通り請求します。

記

請求金額

振 込 先	銀行				支店
	預金種別 (○印を入れる)	普通 ・ 当座	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義人				

(注) 口座名義人は、通帳に記載されているとおりに書いてください。

(第 8 号様式－ 1)

平成 年 月 日

神 戸 市 長 様

(法人所在地)

(法人名)

(理事長名)

印

神戸市外国人学校助成金事業実施報告書

平成 年度神戸市外国人学校助成金にかかる事業実施報告を別紙のとおり提出いたします。

本件問い合わせ先：

Tel：

Fax：

(第 8 号様式 - 2)

事業実施内容

学校名 _____ 助成金 _____ 円

事業名			
事業費			
事業内容 又は明細			
備考			

※ 学校ごとに別紙にすること。

学校法人兵庫朝鮮学園

理事長 朴 成 必 様

神戸市長 矢 田 立 郎



助成金交付決定書

平成 23 年度神戸市外国人学校助成金を、次のとおり交付いたします。

記

1. 助成金

¥ 14, 293, 000 - /

2. 備考

- (1) この助成金は、神戸市外国人学校助成金交付要綱に掲げる目的のために交付するものであり、その目的に沿った事業以外には使用することができません。
- (2) 前項以外の目的に使用したときは、助成金の一部または全部を返還していただく場合がありますので、ご注意下さい。
- (3) 市長が必要と認めるときは、助成金の使途について検査することがあります。
- (4) 平成 24 年 5 月 31 日までに、事業実施報告書を提出してください。

担当：神戸市市長室国際交流推進部

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

Tel.078-322-5010